平成２２年度

戦略的基盤技術高度化支援事業
(研究加速枠)
研究実施機関(中小企業者)向け
抜粋版
公 募 要 領
(経済危機対応・地域活性化予備費事業)

※この要領は、事業管理機関が中小企業以外の機関(公益法人、大企業等)が担う場合において、研究実施機関(中小企業者)向けに作成したものです。
中小企業者が事業管理機関も担う場合については、(研究加速枠)詳細版公募要領をご覧ください。

※同じ研究開発計画については、
(研究加速枠)との併願申請は認められませんので、ご注意ください。

【受付期間】： 平成２２年１０月６日(水)～平成２２年１１月５日(金)
10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜(祝日を除く)
(※17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。
特に、受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。)

【ご注意】

※１この事業の応募対象となる研究開発は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発等計画を基本とする事業になります（詳細は、目次の枠内を参照)。
※２この事業への提案にあたっては、事前に「ｅ－Ｒａｄ（府省共通研究開発管理システム)」への「研究機関の登録」及び「研究者の登録」が必要となります。

平成２２年１０月

経 済 産 業 省

目　次

ページ

1. 制度の目的 …… 1

2. 応募対象者 …… 2

3. 応募対象事業 …… 2
(1) 中小企業要件について (2) 売上高要件について (3) 雇用維持要件 (努力要件) について
(4) この事業の研究開発計画について (5) 法認定計画との関係について
(6) 過去に採択された法認定計画について

4. 再委託対象となる経費 …… 3
(1) 労務費 (2) 事業費 (3) 一般管理費

5. 研究開発期間と研究開発規模 …… 4

6. 応募手続き等の概要 ……4
(1) 受付期間 (2) お問い合わせ先 (3) 提出書類 (4) 審査方法・基準
(5) 審査結果の通知 (6) 採択案件の公表 (7) その他応募に関すること

【別表】審査基準

【提案様式】様式2－1、様式2－4、様式3－5、別紙

既存の法認定計画であっても、この事業に応募する研究開発期間が法認定計画の期間に包含されていない場合、法認定計画の変更認定申請が必要となります。

変更認定申請は、随時受け付けています。この事業に応募するための変更認定申請の締切日は、平成22年11月5日 (金) (この事業の受付の締切日と同じ) とします。

なお、審査の結果、変更認定されなかった場合は、この事業の応募に対する採択も行われません。変更認定申請を行う場合は、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談ください。

※変更認定申請の詳細については、次のホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/03_1ninteisinsei.htm

1. 制度の目的

この事業は、昨今の円高の影響による経済情勢を踏まえ、公募開始日において、過去に認定を受けている研究開発計画で自ら（国、公共団体又は独立行政法人等からの補助、委託等の公的な支援を受けず、自己資金又は金融機関等からの資金を調達して、自ら研究開発に取り組んでいることをいいます。以下同じ。）で取り組んでいる研究開発計画に対して支援することによって、より早期に研究開発の成果を出すことを目的とします。ただし、平成21年度補正予算事業で採択された法認定計画の一部を実施し、現時点において国から委託事業の支援を受けず、引き続き、法認定計画の一部以外の計画について自ら取り組んでいる研究開発計画は対象となります。

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

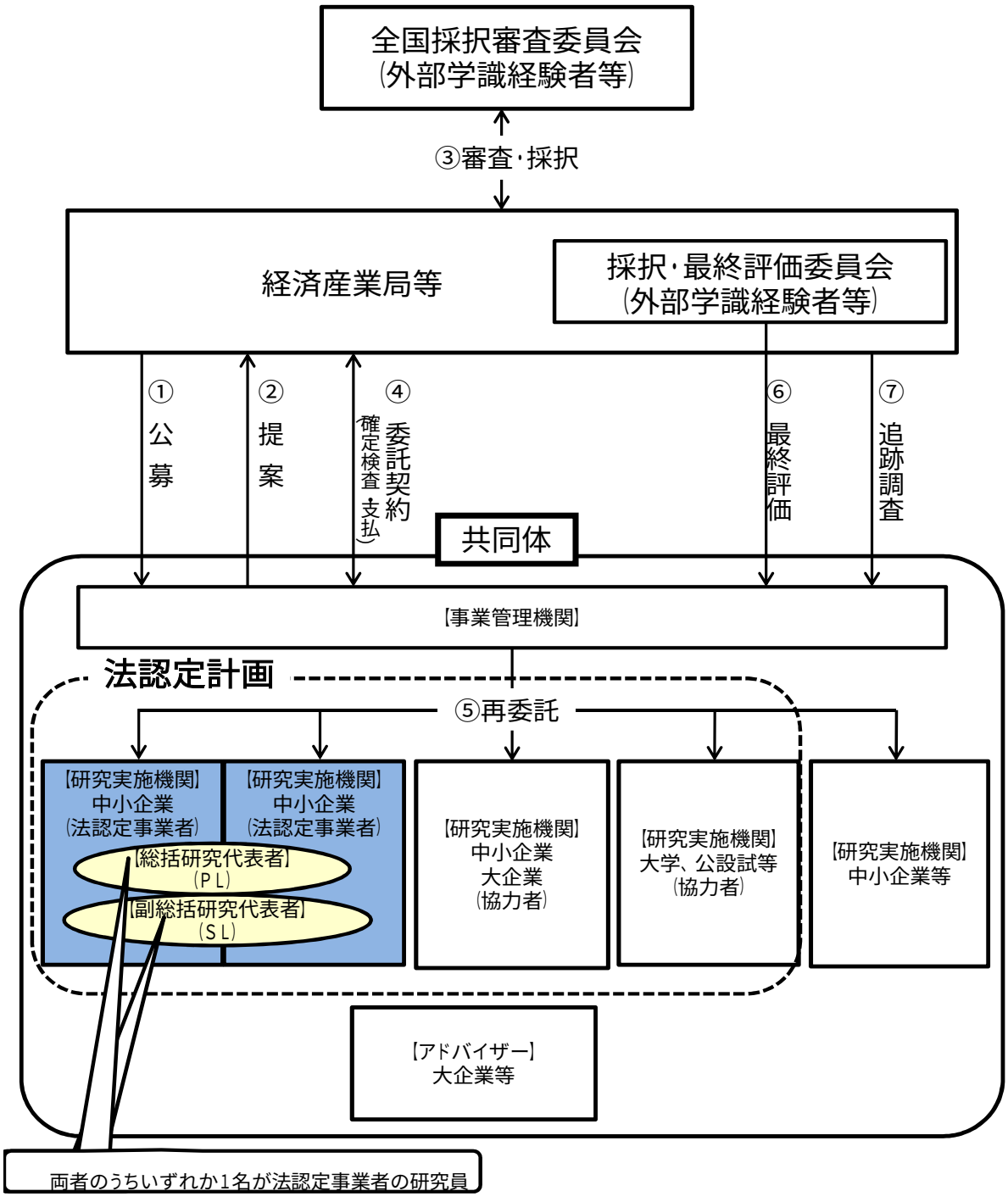

2. 応募対象者

○ 法律の認定を受けた中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される**共同体**を基本とします。
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

○ **共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。**

※ここでいう協力者とは、法施行規則に規定する申請書の別表4に記載する協力者です。

3. 応募対象事業

この事業の応募対象は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、**過去に**法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）**又は当該計画の一部**を基本とし、現時点において**自ら**取り組んでいる研究開発です。ただし、当初の認定後、原則1年以内の認定計画については、一般枠に応募ください。なお、応募対象事業における主な留意事項は、以下のとおりです。

(1) 中小企業要件について

○ この事業の資金計画は、「中小企業要件」として、「委託対象となる複数年の計画全体」で、中小企業が受け取る額（中小企業が使用する機器設備額も含む。）が、事業管理機関が国から受け取る委託額の「2／3」以上である必要があります（中小企業の定義などの詳細については、（詳細版）9ページの【別表1】をご参照ください）。

(2) 売上高要件について

○ この事業では、認定計画の構成員である法認定事業者及び協力者のうち中小企業者1社の売上高について、減少が見られることを要件とします。具体的には以下に示すようなケースについては、売上高の減少があると判断いたします。

①前々年度又は前年度同期の売上高＞直近の四半期の売上高
②直近前の四半期の売上高＞直近の四半期の売上高
③「3ヶ月前の売上高＞前々月の売上高」 かつ 「3ヶ月前の売上高＞前月の売上高」
④直近四半期前の過去三期の平均売上高＞直近四半期の売上高

※直近四半期の売上高とは、中小企業者において、集計可能な直近の四半期の売上高をいいます。

(3) 雇用維持要件（努力要件）について

○ この事業を行うために中小企業者が提案時に予定していた管理員及び研究員の雇用数(労務費として計上予定しているものに限る。)については、事業期間内は、維持することを努力要件とします。ただし、努力要件に明記した雇用数に相当する全ての経費が必ずしも労務費として計上できるわけではありません。

(4) この事業の研究開発計画について

○ この事業は、試作開発等の事業化につながる取組まで支援対象となります。また、研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を外注することはできません。

○ 法認定計画の内容がものづくり基盤技術の高度化に関する記載だけであったとしても、この事業の研究開発計画においては、その高度化された技術を製品に結び付ける試作開発等の計画まで明記することが必要です。

○ また、この事業の委託対象は研究開発から試作段階までですが、この事業の成果について、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象となります。なお、事業化の明確な目標を定量的に設定するとともに、その具体的な道筋について、明記することが必要となります。

(5) 法認定計画との関係について

○ この事業は、法認定計画を基本とするものであり、法認定事業者及び法認定計画に記載された協力者（以下「認定計画記載者」という。）以外の者についても共同体のメンバーとすることはできますが、認定計画記載者全てが参加する必要があります。2年度以上にわたる研究開発計画について応募される場合は、法認定計画のうちこの事業での研究開発期間を指定し、

その期間内で達成できる具体的目標値及び計画全体の目標値に対する達成割合が明確となった計画を策定し、応募してください。この場合、委託契約期間外においても研究開発の実績を報告する必要があります。

(6) 過去に採択された法認定計画について

過去にこの事業で採択された法認定計画は、対象とはなりません。ただし、平成21年度補正予算事業で採択された法認定計画（平成22年度当初予算事業で採択されていないものに限る。）のうち事業終了後、自力で取り組んでいるものについては、この事業の対象となります。この場合、法認定計画の実施期間が、この事業の研究開発期間を包含している必要があります。包含していない場合は、変更認定申請が必要となります。

4. 再委託対象となる経費

再委託対象となる経費は、研究実施機関が事業管理機関から委託を受けた研究開発の遂行に直接必要な経費とします。具体的には、以下の(1)から(3)までのとおりです。

※再委託対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしてください。

※再委託対象経費の計上にあたって不明な点については、事業管理機関を通じて担当経済産業局等にお問い合わせください。

(1) 労務費

○ 労務費単価は、原則、健保等級（詳細版31ページの【参考5】戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則）に基づいて算定することとします。

①研究員費

委託業務に直接従事した研究者等の労務費（原則として本給、賞与、諸手当を含む）。

②補助員雇上費

委託業務に直接従事したパート等の補助員労務費であって、研究員費以外のもの。

(2) 事業費

①消耗品費

委託業務に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

②旅費・交通費

委託業務を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、研究実施機関の旅費規程等により算定された経費。

③外注費

委託業務の遂行に必要な分析等の外注に係る経費。

⑤その他特別費

以上の各経費のほか、委託事業の実施にあたって特に直接必要と認められる経費。

※計上するにあたっては、事業管理機関を通じて担当経済産業局等へ協議してください。

(3) 一般管理費

再委託に必要となる経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費。

※原則として、上記(1)・(2)に係る経費の合計額（外注費等研究開発に直接要しないものを除く。）に、当該法人等の直近決算における一般管理費率（直接経費の10％を上限とする。）を乗じて算出するものとします。

５．研究開発期間と研究開発規模

研究開発期間	契約締結日～平成23年3月31日とする。 ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより１年を限度として認められた範囲で事業実施期間（例えば平成２３年９月３０日まで）の延長を行うことができる。
研究開発規模 （上限額）	上記期間に要する費用の合計額（税込）が、5千万円以下を目処 （※委託費全体の上限額であって、再委託費の上限額ではありません。）
想定件数	一般枠と合わせて140件程度採択する予定。

○ 上限額の対象となる金額は、応募をする時点で、応募者において必要であると想定している経費の合計額としますので、実際の契約金額とは異なります。
○ また、想定件数は、現時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。

6．応募手続き等の概要

(1) 受付期間

期間：平成22年10月6日（水）～平成22年11月5日（金）（祝日を除く。）
時間：10：00～12：00、13：30～17：00／月曜～金曜

(2) お問い合わせ先

○ お問い合わせ先は、**主たる研究を実施する所在地を担当する経済産業局等の担当課(裏表紙に記載)**となります。

(3) 提出書類

○ 【様式2－1】、【様式2－4】、【様式3－5】、【認定申請書別表3の写し】、【別紙】については、研究実施機関が主体となって作成ください。その他の様式については、共同体構成員でご相談いただき、事業管理機関が主体となって作成ください。
○ なお、書類の提出は事業管理機関が行ってください。

(4) 審査方法・基準

○ 担当経済産業局等及び中小企業庁に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、6ページの【別表】で定める審査基準に基づいて審査を行います。
○ 採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行います。

(5) 審査結果の通知

○ 採択案件（委託契約予定者）の決定後、提案者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を担当経済産業局等から事業管理機関に通知します。
○ 採択決定通知書の送付後に委託契約予定者に対して、委託契約業務処理説明会を開催し、契約の意思確認を行います。

(6) 採択案件の公表

○ 採択案件の公表に際しては、計画名、事業概要、事業管理機関及び法認定事業者等をホームページ等で公表します。
○ 公表時期は平成22年12月中旬以降を予定しています。

(7) その他応募に関すること

○ この事業の提案書を提出するにあたり、研究実施者（総括研究代表者）について、事前にe-Radへ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録の詳細につ

いては、次のホームページをご参照ください。
http://www.e-Rad.go.jp
ただし、やむを得ない事情により、受付期間終了までに e-Rad への登録手続きが完了できない場合は、e-Rad への登録手続き中であることを説明する資料（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）所属研究機関登録申請書）を提出してください。
e-Rad への登録には、2 週間程度の手続き期間が必要となりますが、公募期間中は、申し込みが殺到し、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください（公募受付期間前でも登録手続きが可能です。）。

○ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」に基づき、不合理な重複及び過度な集中を排除しますのでご留意ください。
※「競争的資金の適正な執行に関する指針」は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。詳細については、次のホームページをご参照ください。
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf

○ 具体的には同じ企業が類似の内容でこの事業以外の国の事業に併願している場合等には、重複して採択しないこととされています。

○ この事業の全ての内容をご理解いただくために、（研究加速枠）詳細版公募要領についてもご覧ください。

【別表】

審査基準について

前記2．応募対象者及び3．応募対象事業の内容を満たしている提案について、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

Ⅰ．技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること等について審査します。

①技術の新規性、独創性及び革新性

研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。

②研究開発目標値の妥当性

研究開発目標値（数値等）が適切な目標（川下製造業者の抱える課題及び要請を踏まえた目標）であること。

③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方及び体制が適切であること。なお、課題解決のための取り組みについては、認定計画期間のうち自ら取り組んでいる期間も含め、評価する。体制については、幅広い関係者の参加のもとに行われていることも評価する。特に、目標達成に向けた取組が具体的であり、かつ、早期の実現の可能性が見込まれるものについては評価する。

④研究開発の波及効果

研究開発の成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと。

Ⅱ．事業化面からの審査項目

研究開発成果が事業化された場合どの程度の経済効果が期待できるか（共同体の事業化能力を含む）、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

①目標を達成するための経営的基礎力

事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

②事業化計画の妥当性

事業化計画が、ユーザーによる評価を含める等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。

③事業化による経済効果

事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

Ⅲ．政策面からの審査項目

提案された研究開発が、各政策に沿った計画であるかどうかについて審査します。

①産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、当該産業界における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国製造業の発展に資する計画であること。特に、新成長戦略における戦略分野との関係が明確で当該分野の推進に資する計画については評価する。（新成長戦略の詳細は、31ページ【参考6】のホームページを参照。）

②中小企業政策との整合性

提案された研究開発が、当該事業に参加している中小企業者自らが努力し、成長・発展していくような計画であること。

【様式２－１】

研究開発内容等説明書

特定研究開発等計画の目的･目標･方法･内容等を分かりやすくビジュアルに表現したプレゼンテーション資料を作成してください（Ａ４で１～４枚）。従来技術と新技術の違いが明確にわかる研究開発全体のイメージ図を記載してください。具体的には、以下の作成例を参照してください。

計画名：

①研究開発の概要

＜イメージ図＞

従来技術	新技術
従来技術の挿し絵	本計画の要素技術の挿し絵
課　題 ･高額な機器が必要 ･個々に測定が必要	特　徴 ･機器が安価 ･一括測定が可能

ここに記載された期間のうち、契約日以前の対象期間に要した経費は、委託契約の対象とならないので注意してください。（経費計上が可能となるのは、契約日以降に発生した経費です。対象期間の遡りはできません。）

研究開発期間
認定計画における研究期間　○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
（うちこの委託事業における研究期間　○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

特定研究開発等計画の実施期間が、この事業の研究開発期間を包含している必要があります。

②研究開発の背景及び当該分野における研究開発動向

1）高度化指針で定める川下の課題及びニーズ
・・・
2）研究開発の背景（これまでの取組など）・
○○に関し、以下の課題が具体化してきてい
ア．高精度化
イ．・・・・・

「高度化指針」において定める川下製造業者等の抱える課題及び要請（ニーズ）を掲げた（※認定申請書から転記してください。）のち、研究開発の背景やこれまでの取り組みについて概要を記述してください。

当該分野の研究開発動向について、社会的･経済的･技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連･類似する最新の技術水準や今後のトレンド、国内外の研究開発動向をもとに、応募テーマとの関係相違点を含め明瞭に記述してください。

研究開発に参画する者が特許権者又は実施権者となっており、今計画に使用する特許について、「特許登録番号」と「名称」を示し、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。

③研究開発の高度化目標値

「高度化指針」において定める高度化目標を掲げたのち、上記　②の背景等を踏まえた研究開発の高度化目標について概要を記述してください。

高精度化･微細化に対応した・・・・・の向上
従来技術では、・・・・・・・であり、・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・を飛躍的に向上させる。
＜1．サブテーマ1＞
1-1
1-2
＜2．サブテーマ2＞
＜3．サブテーマ3＞
3-1
3-1-1

研究開発の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発に関する研究開発項目（サブテーマ）を設定し、当該研究開発項目の区分ごとに番号を付して記述し、サブテーマごとに技術的目標値の客観的な指標を記述してください。

技術的目標値は、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいですが、定性的な指標でも差し支えありません。
また、全体の研究開発期間が事業期間を超える場合は、この事業の委託契約期間中に達成すべき目標を特に具体的かつ明確に記載してくだ

④研究開発の具体的内容

（自ら取り組んでいる研究開発の内容）
これまでは、･･･の開発について･･･････の評価を行った。
（今後取り組むべき研究開発の内容）＜サブテーマ 1＞
○○加工の××化

＜サブテーマ 2＞
････の微細化に･･･

自ら取り組んだ研究開発の内容も記載ください。
また、既に実施している法認定計画の一部と本提案との関係を簡潔に説明してください。

上記③に掲げる高度化目標を達成するために、研究開発をどのような方法で行うのかについて、③の研究開発項目（サブテーマ）ごとに、目標を達成するための研究開発手段、手法、実施体制を具体的かつ明瞭に記述してください。

⑤期待される効果

これまでの･･･では、･･･････

･･･････の飛躍的向上により、･･･････となることが見込まれる。

研究開発成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼし、研究開発成果が普及した場合の効果について簡潔に記述してください。

⑥専門用語等の解説

【○○□□】○×加工の･･･において･････。

今回の提案に際して使用した専門用語･略語等について、それぞれ簡潔に（1 件最大 300 文字程度まで）解説してください。

＊様式2－1全体で7枚以内としてください。

【様式２－４】

研究開発成果に係る製品等(※)の事業化計画説明書

※「製品等」とは、この事業の研究開発の成果である新技術又は新技術を用いた製品や役務の提供等を指します。

計画名：

① この事業により開発する技術を用いた製品等(※)
※製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載すること。

製品等が複数ある場合は別々に記載してください。

	製品等の名称	製品等の概要(用途、特徴等)
(1)	○○の精密微細加工技術	この事業によって開発した○○の精密微細加工技術を導入した□□システムにより、自動車等に用いられる☆☆部品を生産する。
(2)	△△装置	この事業によって開発した××技術を導 した△△装置を販売する。
(3)	××技術に係る特許権	この事業によって開発した××技術に係る特許権を取得し、ライセンス付与を行う。

知的財産権によるライセンス収入等を目指す場合、その旨及び概要も記載してください。

② この事業終了から事業化に至るまでのスケジュール
※製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載すること。

製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載してください。

製品等の名称	(1) ○○の精密微細加工技術				
開発事業者	株式会社○○製作所				
スケジュール 事業終了後の経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
サンプルの出荷	→				
追加研究	→	→			
設備投資		→	→	→	→
製品等の生産		→	→	→	→
製品等の販売		→	→	→	→
売上見込 売上高(千円)					
販売数量(単位を記載)					
売上高の根拠					

想定される市場、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。

製品等の名称	(2) △△装置				
開発事業者	▽▽技研株式会社				
スケジュール 事業終了後の経	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
サンプルの出	業期間内に実施				
設備投資			→	→	
製品等の生産	→	→	→	→	→
製品等の販売	→	→	→	→	→
売上見込 売上高(円)					
販売数量(単位を					
売上高の根拠					

製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載してください。

この事業終了時点から事業化を達成するまでのスケジュールを記載してください。スケジュール欄には、以下の項目を記載してください。
・追加研究(任意)
・設備投資(任意)
・製品等の生産(必須)
・製品等の販売(必須)
※その他必要に応じ項目を任意に追加しても構いません。

想定される市場、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。

製品等の名称		(3) ××技術に係る特許権				
開発事業者		▽▽技研株式会社				
スケジュール	事業終了後の経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	特許出願	→				
	出願公開		→	→	→	→
	特許権設定			→	→	→
	ライセンス付与			→	→	→
	売上高(千円)					
売上見込	売上高の根拠					

想定されるライセンス先、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。

事業化計画における製造･販売ルートを、仕入先･販売委託先･販売先･最終ユーザーの関連を踏まえて、A4判1枚以内で図示･説明してください。

③ 事業化の体制図

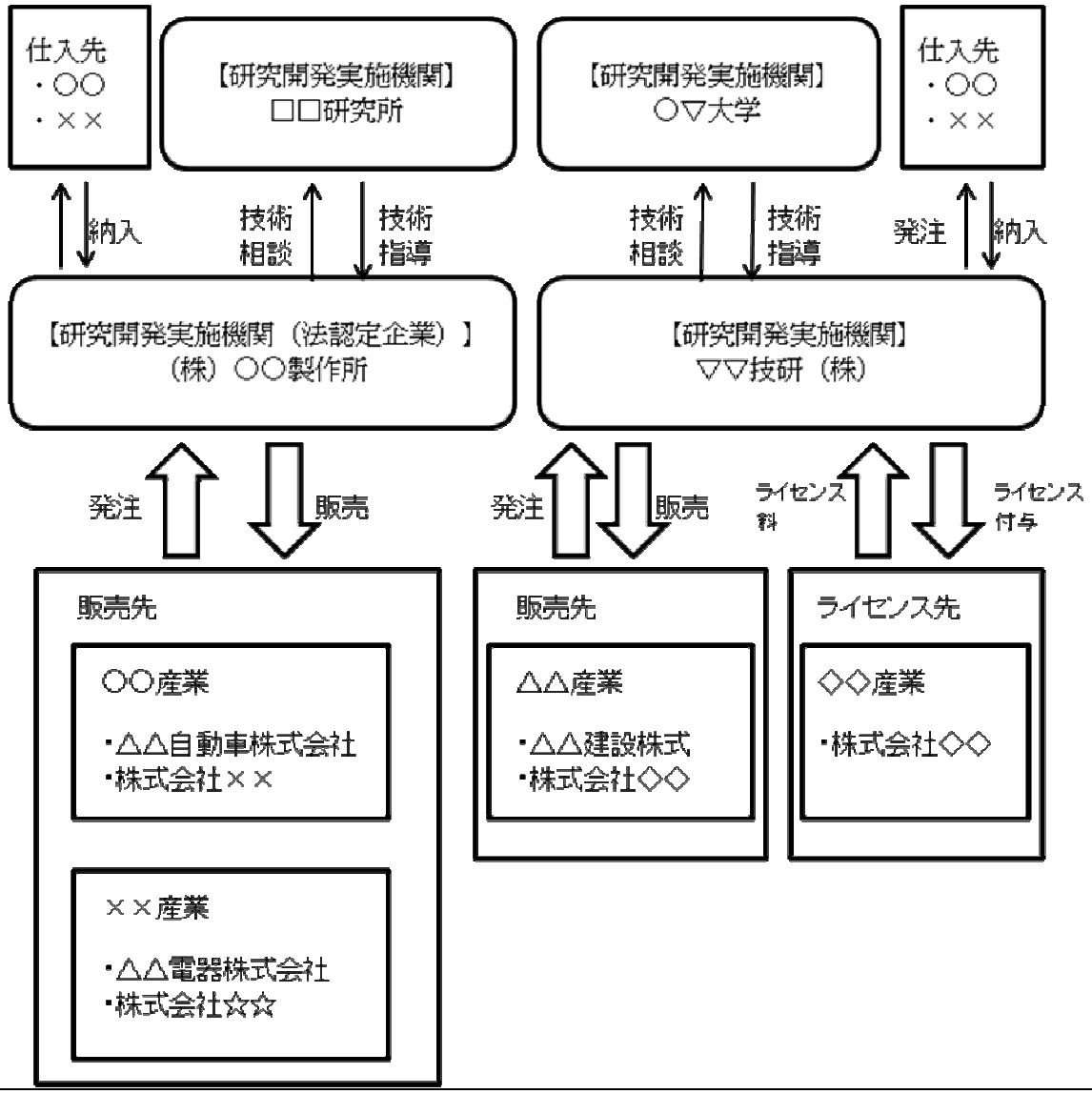

※様式2－4全体で4枚以内としてください。

【様式３－５】

参加企業の概要（参加企業１社ずつ作成）

企　業　名		連絡先	Tel： Fax：
本社所在地	〒	代 表 者 役職・氏名	
主な事業所 とその所在 都道府県名称	○○支社　（○○県） □○工場　（○○県） ▼▽研究所（○○府）	主な出資者	【　】　○○○県　　％） 　　）（30％） 　　）（10％）
資　本　金	百万円		
従業員数 （うち研究員数）	人（　　人）		
設 立 年 月 日	年　　月　　日	主な事業 の業種名	
過去３年官公庁 共同研究経験	件	主な製品・ サービス等	
参加団体	＊＊＊学会 ・・・協会　　など		
過去３年間 参加研究会	＊＊＊研究会 ・・・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ　など		

出資比率順に上位４者（５番目以降の出資者は“ほか○社”と）を記載してください。いわゆる３セク（自治体からの出資等がある）の場合は比率順に関係なく全ての自治体について記載してください。

大企業は【　】に◎を記載

財務状況説明について、事業管理機関となる企業は、財務状況の記載省略可。その際は、「事業管理機関概要を参照」と記載ください。ベンチャー企業など２期分の決算が存在しない場合は、存在する年度について記載。

中小企業基本法に基づく、製造業その他／卸売業／小売業／サービス業の別を記載してください。

主要５ヶ所以内を記載

○財務状況（直近２期分の実績を記載）※大学・公設試験研究機関においては、作成不要です。
（単位：百万円）

	① 売上高 (当期収入合計額)	② 経常利益 (当期収入合計額－当期支出合計額)	③ 当期利益	減価償却費	繰越利益 (次期繰越し収支差額)	研究開発費
/						
/						

財団法人等、損益科目が上記科目に該当しない法人は、（ ）内の数字を記載してください。

○売上高要件　（①～④のうち該当するもののみ記入）　なお、この情報を秘匿する場合は、別紙に作成いただき、封筒等に封入し、提出することを可といたします。※法認定事業者及び協力者のうち該当する中小企業者1社のみ記入ください。

①	□前々年度同期の売上高 □前年度同期の売上高 （該当する売上高に☑を記入） 千円	＞	直近の四半期の売上高
②	直近前の四半期の売上高 千円		
③	３ヶ月前売上高 千円 ３ヶ月前売上高 千円		
④	直近四半期前の過去三期の平均売上高 千円	＞	直近四半期の売上高 千円

【例示】
①21 年７－９月期の売上高＞22 年７－９月期の売上高
②22 年４－６月期の売上高＞22 年７－９月期の売上高
③「22 年７月の売上高＞22 年８月の売上高」　かつ「22 年７月の売上高＞22 年９月の売上高」
④21 年 10－12 月期、22 年１－３月期及び４－６月期の３期の平均売上高＞22 年７－９月期の売上高

（作成責任者名：○○　○○　印）※印については、私印で可。

※財務状況等に関する補足説明を、この枠内に必要に応じて記述してください。

※売上高要件の記載内容が虚偽であった場合、次の対応を採る場合があるので注意すること。①採択後・委託契約後であっても、採択や委託契約を取り消すことがあること。②　①により委託契約を取り消された場合、既に委託金を支払っているときは、その委託金の返還を求められることがあること。③一定の期間、補助金等の交付決定の停止及び委託契約の相手方としないこととする措置を採ることがあること。

【認定申請書別表3の写し】

(別表3)

特定研究開発等の実施期間

(　　年度～　　年度)

研究項目(サブテーマ)【番号】		当該研究項目に係る研究開発等により達成しようとする年度目標											
実施内容	実施者 (実施場所)	実施時期(実施の始期と終期を矢印で記載)											
		初年度				第二年度				第三年度			
		1／4	2／4	3／4	4／4	1／4	2／4	3／4	4／4	1／4	2／4	3／4	4／4
【1】サブテーマ1		○○の××を□%向上させる				・・・加工の最適化条件を特定する				・・・実用化に向けた評価を行う。			
【1-1】○○の設計 【1-2】□○の開発	○▽製作所 □□研究所	→				→							

自力で行っている研究開発部分を○で囲んでください。

【別紙】

類似計画等状況説明書

本様式は、該当案件がある場合のみ作成してください。

事業名称	例：○○事業
事業主体 （関係省庁等）	例：○○経済産業局（経済産業省）
テーマ名	
総括研究 代表者	
研究開発等 実施者	コンソーシアムメンバーを記載してください。
提案額	千円
研究期間	例：平成○年○月～平成○年○月
研究開発内容	
その他	この事業を含め、経済産業省その他の省庁等（各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む）による研究開発制度・事業において、実施済み又は実施中若しくは申請中及び申請予定とされているもののうち、本提案内容と類似した研究開発内容（同一研究実施機関の関与又は同一の技術シーズを用いるなど）と思われるもの又はその恐れがあるものについては、当該案件ごとに双方の研究内容等につき、それぞれの相違点について本様式により簡潔に説明してください。

担当経済産業局等（法認定の申請や提案書の提出先）

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 TEL：011-709-1784	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 法認定の申請：情報・製造産業課 TEL：022-221-4903 提案書の提出：産業技術課 TEL：022-221-4897	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL：048-600-0307	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL：052-951-2724	愛知、岐阜、三重、 富山、石川
近畿経済産業局 産業部 製造産業課 ものづくり産業支援室	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 合同庁舎第 1 号館 TEL：06-6966-6022	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 TEL：082-224-5684	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課 産業技術課	〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 法認定の申請：製造産業課 提案書の提出：産業技術課 TEL：087-811-8520（製造産業課） 087-811-8518（産業技術課）	徳島、香川、愛媛、 高知
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡第 1 合同庁舎 TEL：092-482-5464	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 TEL：098-866-1730	沖縄

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に関する問い合わせ先

e-Rad ヘルプデスク	TEL0120-066-877 （受付時間：土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く 9:30 ～ 17:30 ）